

第6次神奈川県ニホンザル管理計画素案について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき策定している第5次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「第5次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、第6次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「第6次計画」という。）の策定の検討を進め、素案を取りまとめた。

1 素案の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本県では農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人間との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、平成15年3月に神奈川県ニホンザル保護管理計画を策定し、以後5年ごとに改定し、被害防除対策、群れ管理（各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理するための取組）、生息環境整備及びモニタリング等を実施してきた。

第5次計画までの取組の結果、多くの群れを分裂させることなく規模の縮小や除去を実施することができ、一部の地域では、被害が減少したが、多くの群れでは依然として各種の被害が続いており、加害群を除去したことに伴う近隣の群れの行動変化や加害群に対処するため、管理事業の継続が必要となっている。

このような状況に対応するため、これまでの取組結果を踏まえた上で、第6次計画を策定する。

(2) 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

(3) 計画期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

(4) 計画対象区域

県内33市町村のうち、次の13市町村

相模原市（緑区の区域）、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村

(5) 第5次計画の成果と課題

ア 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理

多くの群れを分裂させることなく、規模の縮小や除去をすることが

でき、一部の地域個体群において適正配置を進めることができた。西湘地域個体群はT 1 群のみとなっているが、行動域の大部分が人家や農地周辺で、人身被害・生活被害が多発するなど、加害性が高くなっており、地域から除去が要望されている。

イ 農作物被害の軽減

地域個体群によって偏りが見られる状況となった。群れの除去が行われた西湘地域では、被害が減少し、丹沢地域では、これまで出沒の無かった地域において、単価の高い果樹被害などがあり被害が増加した。

ウ 生活被害及び人身被害の根絶

西湘地域個体群では、H群の除去を実施し、小田原市での被害は減少したが、T 1 群の生息する湯河原町及び真鶴町において、生活被害、人身被害とも依然として高い水準で発生している。

丹沢地域個体群及び南秋川地域個体群でも依然として被害は継続して発生しており、被害の根絶には至っていない。

(6) 第6次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標

農作物や生活等への被害が継続していることから、引き続き、次の3点を目標とする。

- ・適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害・人身被害の根絶

イ 管理の考え方

「農耕地等に依存する群れ」を「山林を中心に生息する群れ」にしていくか、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点により、群れの特性に応じて、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて実施し、群れの加害性を引き下げる。

ウ 地域個体群別の管理方針

(ア) 西湘地域個体群

T 1 群について、被害の改善が見られない場合、対策実施状況、

第4次計画期間以前(群れ管理等実施前)

- A群：適正規模を超えており、分裂の可能性がある。
⇒30～60頭に減らし、山林を中心に生息する群れとする。
- B群：農地に至る放棄地・ヤブを利用し侵入する。
⇒捕獲、追払いや農地周辺の環境整備（防護柵）
- C群：農地に依存し、加害群となっている。
⇒管理困難な群れとして除去



群れ管理の目標

群れ管理を実施し、適正な群れサイズ、適正な場所で、群れをコントロールする

- A群：群れを縮小し、山林を中心に生息する群れとする。
- B群：群れを縮小し、追払い

◎集落環境整備の上、侵入を防止し、新たな加害群や加害個体を生じさせない状態に落ち着ける



被害状況を踏まえて、管理困難な群れとしての除去を含めた判断を行う。県及び関係市町は、静岡県側の群れの分布や移動、被害状況等について、県・市町村等との情報交換等を継続する。除去とする場合においては、県は、他の群れに与える影響について、注視していく。

(イ) 丹沢地域個体群

被害の軽減、根絶を前提として、群れごとに異なる行動域や農耕地・集落の利用状況に応じ、個体数調整、追い上げや追い払いに取り組み、農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の軽減を図る。

(ウ) 南秋川地域個体群

群れが隣接都県にまたがって生息しているため、隣接都県の群れの分布や移動、被害状況等を注視し、両地域との情報交換等を継続する。

住民や農家への定期的な注意喚起を行い、放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、市街地や農耕地への侵入防止を図る。

(7) 主な事業内容

ア 被害防除対策

住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等により実施されてきた取組をさらに進め、集落や農地からの追い払い、侵入ルートへの遮断、さらに山側への追い払いまで、群れの状況に応じた対策を進める。

県及び市町村は、住民等を中心とした体制作りや多様な主体を活用した対策を支援し、地域の主体的な取組を促進する。

イ 群れ管理

各群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防除対策、生息環境整備等と効果的に組み合わせた群れ管理を継続する。

地域個体群の維持を基本とし、群れの分裂及び分派を回避するため、必要に応じて群れの個体数調整や除去を実施する。

追い上げや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生している又は発生するおそれが高い群れを、管理困難な群れとして判断し、管理困難な群れでなくなるまで、又は住宅地周辺で生息確認ができなくなるまでの個体数調整を計画する。

ウ 生息環境整備

群れ管理及び被害防除対策と合わせて、山間部におけるサルの生息

環境整備にも資する森林づくりを進める。

エ モニタリング等

生息状況、被害状況、対策状況を総合的に把握し、GISによる地図化等を行い、神奈川県鳥獣総合対策協議会における検討等を通して、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者との情報共有を行う。

また、隣接都県の生息情報を収集し、県内の群れとの連続性を把握していく。今後の管理を進める上で参考とするため、地域間の遺伝的な交流に関する情報などの収集を行う。